

伊豆の国市斎場火葬業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、伊豆の国市が発注する伊豆の国市斎場火葬業務の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により最終被選定者等を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

伊豆の国市斎場火葬業務

(2) 業務の目的

伊豆の国市斎場における火葬等の業務を円滑に実施することを目的とする。

(3) 業務の内容

ア 火葬業務

イ 遺体保管業務

ウ ペット火葬業務（合同・個別の選択制）

エ 火葬炉及びペット炉設備の日常点検業務

オ 報告業務

カ 火葬等に関する施設の保全管理業務

キ その他の施設の保全管理業務

※詳細は伊豆の国市斎場火葬業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 場 所

伊豆の国市斎場（静岡県伊豆の国市菰山多田979番地の1）

(5) 期 間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(6) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

委託上限額は次の表のとおりとする。

令和8年度	0円
令和9年度	13,200,000円
令和10年度	13,200,000円
令和11年度	13,200,000円
合 計	39,600,000円

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。

※令和8年度の委託上限額を「0円」としている理由は、令和8年度が事業者選定に係る一連の手続きを実施する期間であるとともに、現行契約者から新事業者への円滑な移行に向けた準備期間として位置づけているためです。

(7) 担当課

伊豆の国市役所 市民環境部環境政策課（大仁庁舎内）

所在地 〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299 番地の6

T E L 0558-76-8002

F A X 0558-76-5499

メールアドレス kan@city.izunokuni.shizuoka.jp

3 参加表明書及び提案書を提出するための資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書の提出期限の日から契約締結日までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 伊豆の国市競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (5) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの停止処分などの事実があり、経営状況が著しく不健全でないと認められる者であること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がされていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がされていない者であること。
- (11) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していない者であること。
- (12) 公告日から最終被選定者等の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置したプロポーザル審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者でないこと。
- (13) 過去5年以内に日本国内の官公庁（一部事務組合を含む。）が発注した斎場又は火葬場の火葬業務を元請けとして受注（指定管理者を含む。）した実績を有する者であること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この要領において求める要件を満たしていること。

4 日程

日程は次の表のとおりとする。

項目	日程
公告	令和8年10月21日（水）
質問書の受付期間	令和8年10月23日（金）午前8時30分から 令和8年10月30日（金）正午まで
質問書回答の公表	令和8年11月6日（金）予定
参加表明書及び参加資格確認書類受付期間	令和8年12月7日（月）午前8時30分から 令和8年12月18日（金）午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和8年12月25日（金）
提案書及び参考見積書等受付	令和9年1月7日（木）午前8時30分から 令和9年1月21日（木）午後5時まで

プレゼンテーション	令和9年2月3日（水）予定
審査結果通知	令和9年2月10日（水）
業務委託契約の締結日	令和9年2月17日（水）予定

5 実施要領等の入手方法

実施要領、仕様書、各種様式等については、伊豆の国市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年10月23日（金）から令和8年10月30日（金）正午まで

(2) 提出先

伊豆の国市役所 市民環境部環境政策課（大仁庁舎内）

(3) 提出方法

質問書を所定の様式【様式第1号】及び【様式第1号（その2）】にて電子メールにより表題を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」として提出すること。

電子メール以外の質問（電話での問い合わせ等）については回答しない。

※作成方法については、別紙「伊豆の国市斎場火葬業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」（以下、「作成要領」とする。）のとおりとする。

(4) 回答

質問及び回答は、取りまとめの上、令和8年11月6日（金）に伊豆の国市ホームページに公開する。（予定）

7 参加表明書及び参加資格確認書類

参加の申込みをする者（以下「参加者」という。）は、参加表明書及び参加資格確認書類（以下「参加表明書等」という。）の提出により、参加資格を確認するものとし、提出方法等については次のとおりとする。

(1) 受付期間

ア 期間

令和8年12月7日（月）から令和8年12月18日（金）まで

イ 時間

午前8時30分から午後5時まで（必着）

(2) 提出先

伊豆の国市役所 市民環境部環境政策課（大仁庁舎内）

(3) 提出方法

直接持参、郵送等で提出すること。（提出期限までに必着とする。）

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

様式名	部数
【様式第2号】参加表明書	1部
【様式第3号】参加者の概要	1部
【様式第4号】業務実績調書	1部
【様式第5号】誓約書	1部
契約書の写し（【様式第4号】に記載した業務について）	1部

※作成方法については、別紙「作成要領」のとおりとする。

8 参加資格確認結果

参加資格確認結果は、次のとおりとする。

(1) 方法

参加資格確認結果通知を郵送により通知する。

(2) 発送日

令和8年12月25日（金）を予定

(3) その他

選考及び選定結果に係る異議申立ては、一切受け付けない。

9 提案書及び参考見積書の提出

提案書【様式第6号、様式第7号】及び参考見積書【様式第8号】については、参加資格確認通知で合格を受けた者（以下「提案者」という。）が提出できるものとし、提出方法等は次のとおりとする。

(1) 受付期間

ア 期間

令和9年1月7日（木）から令和9年1月21日（木）まで

イ 時間

午前8時30分から午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）、郵送等で提出すること。（提出期限までに必着）

(3) 送付先及び宛名（封筒記載のこと）

〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299 番地の6（大仁庁舎内）

伊豆の国市役所 市民環境部環境政策課 宛

「伊豆の国市斎場火葬業務公募型プロポーザル参加書類」在中

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

様式名	部数
【様式第6号】提案書	1部
【様式第7号】火葬業務等に関する提案書	1部
【様式第8号】参考見積書	1部

※作成方法については、別紙「作成要領」のとおりとする。

(5) その他留意事項

ア 提出期限以降における提案書及び参考見積書の修正又は変更は一切認めない。

イ 提出された提案書及び参考見積書の返却は行わない。

ウ 参加に係る提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

エ 選定した提案書の著作権については、市に帰属するものとする。

オ 提出書類等は、評価及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。

カ 契約に至らなかった提案者の提案書については、審査以外の目的以外に使用しない。

キ 提案書の提出において、その内容は実施が担保されるものとし、虚偽が認められた場合は失格とする。

10 プレゼンテーション

提案書の内容について、提案者からのプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日
令和9年2月3日（水）を予定
- (2) 詳細事項
会場及び時間等の詳細は別途通知する。
- (3) その他
 - ア 出席者は3名までとし、事前に提出した提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止する。
 - イ 説明時間は1提案者当たり20分以内とする。（質疑応答時間は別途）
 - ウ プレゼンテーション時に虚偽が認められる場合は失格とする。

11 審査選定

市は、伊豆の国市斎場火葬業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が最終被選定者及び次点被選定者を選定する。

なお、提案者が1者であった場合も、審査選定をする。

(1) 本審査

委員会は、提案書の審査及び「10 プレゼンテーション」に基づく審査を行い、各委員が提案者ごとに採点を行い、評価点（100点満点）を付け、全委員の採点した評価点を合計し、その総合評価点が最も高い者から最終被選定者及び次点被選定者を選定する。

なお、総合評価点が最も高い者が2人以上ある時は、くじにより最終被選定者を選定するものとする。（くじの日程及び場所等については、別途指示による。）

(2) 評価項目及び配点

それぞれの評価項目と配点は次の表のとおりとする。

評価項目	評価詳細項目		配点
提案書	業務に対すること	・業務に対する理念、基本的な考え方等 ・企業の実績	20
	業務体制に関すること	・火葬従事者の配置の実施内容等 ・病気、けが等により欠員が生じた場合の対応方針等 ・業務分担、運用方針等 ※配置人数（予定）を要記載。	25
	教育体制に関すること	・会社の研修機関、研修体制等 ・従事者に対する研修・指導の実施内容等	10
	危機管理に関すること	・南海トラフ地震等の大規模災害時の対応方針（BCP） ・個人情報保護等のセキュリティ対策の実施内容等 ・クレーム対応、未然防止に関する実施内容等 ・現場での事故発生時の対応	10
	サービス向上に関すること	・施設利用者に対するサービス向上に関する実施内容等 ・カスタマーハラスメント（カスハラ）等の予防・現場対応	10
	その他	・業務及び業務外全般における提案等（自由提案） ・応募者からの独自提案	5
プレゼンテーション	プレゼンテーション能力	・本業務に関する取組意欲、会社の強み等 ・プレゼンテーション能力	5
価 格	業務価格に関すること	・業務価格について	15
合 計			100

※詳細な審査基準は公表しない。

(3) その他

ア 委員会の委員に対し自己の有利となるような働きかけを行うことを禁ずる。

イ 参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式第9号】を直接持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送等で提出すること。

ウ 提案書の見やすさ及び分かりやすさ等の配慮は評価の対象となる。

12 審査結果

審査結果は、次のとおりとする。

(1) 方法

プロポーザル提案書審査結果通知書を郵送により通知する。

(2) 発送日

令和9年2月10日（水）を予定

(3) その他

審査結果及び選定結果に係る異議申立ては、一切受け付けない。

13 契約手続

本プロポーザルは、本業務の適正な最終被選定者及び次点被選定者を決定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

ア 最終被選定者は、提出した提案書を踏まえ、市と協議し仕様書を定めるものとする。

イ 最終被選定者との協議が整わなかった場合や最終被選定者が契約を辞退した場合は、次点被選定者であった者と協議を行うものとする。

ウ 前項イとなった場合は、最終被選定者を次点被選定者と読み替える。

(2) 契約手続

市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、最終被選定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で契約を締結する。

(3) 契約金額

契約金額は、上記(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

なお、当該見積書の見積額は、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

(4) 業務委託契約の締結日

令和9年2月17日（水）を予定

14 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は失格又は無効とする。この失格又は無効となった場合において、市は、一切の責めを負わないものとする。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 受付期間又は提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

(3) 提案書が実施要領等において指定した方法以外の方法で提出された場合

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(5) 参考見積額及び見積額が実施要領等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合

(6) 見積額が、提出した参考見積額を超えた場合

(7) 参加者がヒアリングに参加しなかった場合

(8) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合

(9) 市職員から不正に本プロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合

(10) 選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合

(11) その他実施要領等に定める条件に違反したと認められる場合

(12) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格又は無効であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用及び契約に必要な費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出する書類の作成方法は「作成要領」に従うこと。
- (3) 別紙仕様書の委託する業務内容は、現時点での予定であり、今後、最終被選定者との協議により変更の可能性がある。
- (4) 本業務に係る情報公開請求があった場合には、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 本プロポーザルに際して知り得た情報については、提出書類の作成以外の目的で使用してはならず、また、第三者に対して漏らしてはならない。
- (6) 伊豆の国市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあつては、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。